

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第1班	時 間	13:00~13:45
事業番号	4	所管部課名	健康保険部 衛生課
事業名	(補) 公衆浴場運営補助事業		
事業仕分け結果	(1) 不要		
訳 内	(1) 不要	3名	
	(2) 国及び県実施	-	
	(3) 市実施 現行通り	-	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	2名	
	(5) 市実施 民間委託	-	
	(6) 民営化 (NPO、地域団体含む)	-	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事業を廃止した場合の、具体的な代替策がイメージされていない。経営努力を導くものであるべき。</li> <li>・ 銭湯の経営状況は厳しく、このままの状態でも減ってしまうと思われるので、これまでの方法でもしばらくは良いのではと思うが、補助のあり方は検討する必要がある。</li> <li>・ 税金で私企業に補助金を交付するのはどうか。</li> <li>・ 法律が古く、目的が変わってきている。本当に銭湯のためになるのか検討が必要である。</li> <li>・ 物価統制令の適用を外し、一旦、制度をやめるところから新しい創造力が生まれるのではないか。古い法律が経営努力の邪魔をしている。</li> </ul>			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・ 事業概要説明（省略）
<p>(コーディネーター)</p> <p>・ 浴場の後継者はいるのか。</p>	<p>・ 後継者はなかなかいない。</p>
<p>・ 指標の推移があがっているが、利用者の人数は。</p> <p>・ 浴場がなくなると、本当に公衆衛生の確保が困難になるのか。</p>	<p>・ 平成19年度の調査では利用者は1浴場1日当たり約60人。推計であるが定期的な利用者は全体で約2,800人、1浴場当たりだと約165人利用されている。</p> <p>・ 統計値だが自家風呂がない世帯は約4,000世帯、約1万人あり、その人たちの衛生確保が困難になる。</p>
<p>・ 公衆衛生の向上という目的が、現在では変わっているのでは。そのうち、スーパー銭湯に飲み込まれるのでは。</p>	<p>・ 現在でも保健衛生上、公衆浴場は必要と考える。</p> <p>・ 利用者の7割が高齢者であり、立地面や経済面でスー</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・銭湯から他業種への業態転換補助は考えているか。</li> </ul>	<p>パー銭湯に頻繁には行けないと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転換の補助は考えていない。</li> </ul>
<p>(コーディネーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴場経営では料金の自由設定は法律で制限されているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金は物価統制令で統制されている。</li> <li>・具体的な入浴料金は滋賀県公衆浴場入浴料金協議会において一律で決められている。自由料金を設定すると一般公衆浴場から外れてしまう。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・銭湯の収支の状況はどうなっているのか。</li> <li>・法律とは言え、現状でこの補助金は本当に必要なのか。</li> <li>・単純に考えると銭湯の将来は単なる延命措置ではないか。現状を理解し、もっと他に考えるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入より支出が若干上回っている状況である。</li> <li>・現状では法律の主旨に則り、補助事業を進めていく必要があると考えている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・覚書締結当時、昭和56年の銭湯数は。</li> <li>・当初の助成金額は。その後、補助金額の増額等はあったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・35件である。</li> <li>・覚書に基づく補助は、利用確保事業に対する補助であり、市の老人福祉センターの開設に伴って開始されたが、センター開設の都度、3回増額している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要とする人と銭湯数とは釣り合っているのか。今後、銭湯が減少した場合の代替措置はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替措置については現状では検討していない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センターの稼働、利用状況は。</li> <li>・銭湯がなくなっても、老人福祉センターの風呂に入れるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住60歳以上の方が利用できる。利用時間は正午から16時まで。利用者は平成20年度で約5万1千人。</li> <li>・検討する余地はあるが、現在はあくまで老人福祉のための施設であり、所管部局との調整が必要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の銭湯の位置が偏っているのではないかと。必要な人のところにあるのか。</li> <li>・経営者は公衆衛生の確保という意識があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部に集中している。必要な人が都市部に集中していると認識しているが、正確なデータはない。</li> <li>・経営者は長年公衆浴場を運営しており、公衆浴場が公衆衛生の向上に寄与していることを誇りにされている。レジャー施設としてのスーパー銭湯とは違う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集客のための知恵を生かせる仕組みにすべき。そういう手助けをすることが、重要である。</li> <li>・もし銭湯が減ったら、風呂に入れない人への補助を行うべき。</li> </ul>	<p>—</p>
<p>(コーディネーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合への補助金は何に対する補助なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料入浴デー及び薬湯実施にかかる経費に対する補助である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業仕分けに出した理由は何か。</li> <li>・覚書に期限はないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に自治体の責務として経営安定化のために必要な措置を講ずることと明記されていることなどから、現時</li> </ul>

	<p>点においては必要な事業と認識しているが、補助事業であるため何らかの見直しは必要と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・覚書の期限はない</li></ul>
<p>(コーディネーター)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・覚書の内容は、「必要な措置をとる」か。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市は補助金を交付するなど経営の安定を図る必要な措置を講ずるとしている。</li></ul>